

# 2020 信用保証ガイド

CREDIT GUARANTEE GUIDE



企業と歩む信用保証  
群馬県信用保証協会



HPIはこちら

金融機関の皆さまへ

## 群馬県信用保証協会ホームページの 『金融機関専用ページ』をご活用ください

当協会のホームページに『金融機関専用ページ』を設けています。専用ページでは、金融機関の皆さまに向けた「お知らせ」、保証協会へ申込する際の各種書式、保証付き融資の取扱いに関するQ & Aや、「信用保証の手引」なども掲示していますので、ぜひご活用ください。

### 1. 金融機関の皆さまに向けたお知らせを発信しています。

お客さま向けのお知らせに加えて、保証申込手続きに関すること等、実務者向けにお知らせを発信しています。ぜひチェックしてみてください。

### 2. 保証手続きに関するQ & Aを掲載しています。

保証申込時の手続き・保証承諾後の手続き・保証制度の3パターンに分けてQ & Aを作成しています。お手続きの参考にしてください。

### 3. 各種様式のダウンロードページでお手続きがスムーズに。

保証申込手続きや貸付実行後などに必要な様式類を掲示しています。一度チェックしてみてください。

今後も適時適切な情報の提供に努めて参りますのでよろしくお願いいたします。

## FM GUNMA との共同制作番組

### 「チャレンジ・ザ・ドリーム～群馬の明日をひらく～」をお聞きください！

群馬県信用保証協会は、平成25年4月から「創業・起業」にスポットを当てた番組を、FM GUNMAと共同制作し、放送しています。ぜひ、お聞きください。

#### ○こんな番組です

夢への挑戦をテーマに、明日に向かって走っている人を応援する番組です。メインコーナーでは、企業のトップや経済界のリーダーの声をFM GUNMAのパーソナリティーが様々な切り口でインタビューします。

#### ○プログラム

##### ① トップインタビューコーナー

群馬を代表する企業や、群馬にゆかりのある企業の社長等に登場していただきます。創業時・事業承継時に経験したこと、経営者となってからのチャレンジの軌跡、これから創業する方や若者へのアドバイスなど、興味深い話を聞くことができます。

##### ② チャレンジ企業紹介コーナー

新規創業者や若手経営者、特色のある取り組みを行う事業者、急成長している中小企業などを紹介します。

##### ③ 保証協会からのお知らせコーナー

保証協会からのトピックスを、保証協会職員がお伝えします。

#### ○放送日時

毎月第1木曜日 12:00～12:55(55分間) 【再放送】 2日後の土曜日 8:00～8:55

※放送の内容は、保証月報やホームページでも紹介しています。

## 目 次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 【 Topics 】 .....                      | 2  |
| 群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金のご案内 .....         | 2  |
| 危機関連保証のご案内 .....                      | 4  |
| 事業承継特別保証制度のご案内 .....                  | 5  |
| 改正民法(債権関係)施行に伴うお手続きの留意点について .....     | 6  |
| <b>第 1 章 信用保証協会と業務内容</b> .....        | 7  |
| I 信用保証協会の概要 .....                     | 7  |
| II 信用保証の対象となる中小企業・小規模事業者 .....        | 8  |
| III 信用保証の内容 .....                     | 12 |
| IV 企業のライフステージに応じた支援のご案内 .....         | 13 |
| <b>第 2 章 保証制度のご案内</b> .....           | 18 |
| I 経営力強化保証のご案内 .....                   | 18 |
| II 経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)のご案内 ..... | 19 |
| III 条件変更改善型借換保証のご案内 .....             | 20 |
| IV 金融機関連携型短期継続保証「Gリピート保証」のご案内 .....   | 21 |
| <b>第 3 章 主な保証制度一覧表</b> .....          | 22 |

## 反社会的勢力に係る企業等への保証はいたしません

### 1. 暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりません

公共性の高い使命と重い社会的責任を負う信用保証協会としては、暴力団等の反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。

また、申込人や保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めております。

暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

### 2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取り扱いをするために、暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません。

## 群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金のご案内

令和二年新型コロナウイルス感染症の影響により、事業経営に影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達をサポートする制度融資です。国及び群馬県による信用保証料及び借入金利息の補助によって金融費用の負担が少なくなっています。

### ●群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金の概要

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メリット   | <ul style="list-style-type: none"> <li>信用保証料の全額または一部を国が補助するため、少ない負担で事業資金の借入をすることができます</li> <li>一定の要件を満たした場合、当初7年間の利子を国及び群馬県が補助するため、少ない負担で事業資金の借入をすることができます</li> <li>元金返済の据置期間が最長5年あるため、新型コロナウイルス感染症の収束まで返済負担を少なくすることができます</li> </ul>                                                                    |
| 対象者    | <p>①セーフティネット保証4号の認定を受けた方<br/>指定地域で事業を営み、令和二年新型コロナウイルス感染症に起因して、売上高等が前年同期比で20%以上減少した方</p> <p>②セーフティネット保証5号のうち、売上高等の減少要件による認定を受けた方<br/>指定業種を営み、売上高等が前年同期比で5%以上減少した方<br/><u>※原油等の仕入価格の上昇等を要件とする認定を受けた方は本制度の対象になりませんのでご注意ください</u></p> <p>③危機関連保証の認定を受けた方<br/>令和二年新型コロナウイルス感染症に起因して、売上高等が前年同期比で15%以上減少した方</p> |
| 資金使途   | 経営の安定に必要な事業資金(設備資金・運転資金)                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 保証限度額  | 3千万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 保証期間   | 設備資金 10年以内(うち、据置期間5年以内)<br>運転資金 10年以内(うち、据置期間5年以内)                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 返済方法   | 原則として均等分割返済(保証期間が1年以内の場合は、一括返済も可)                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 担保     | 原則として無担保で取り扱います                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 保証人    | 原則として法人代表者以外は徴求しません<br>※一定の要件を満たしているときは、経営者保証を免除することもできます                                                                                                                                                                                                                                               |
| 融資利率   | 1.1%以内(一定の要件を満たした場合、国及び群馬県による補助が実施されます)                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 信用保証料率 | 0.85%(国による補助が実施されます)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の保証付き融資(県・市町村の制度融資を含む)の借換資金として利用することもできます。</li> <li>本資金は、令和2年12月31日までに信用保証の申込受付がされたもので、かつ令和3年1月31日までに融資実行される必要があります。</li> </ul>                                                                                                                                |

## ○信用保証料の補助(国による補助)

|                                                       | 信用保証料の補助              |                        |
|-------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------|
|                                                       | 売上高等の減少が15%以上         | 売上高等の減少が5%以上、15%未満     |
| 個人事業主 <sup>(注1)</sup><br>かつ<br>小規模企業者 <sup>(注2)</sup> | <u>信用保証料の全額が補助の対象</u> |                        |
| 上記以外の中小企業・小規模事業者                                      | <u>信用保証料の全額が補助の対象</u> | <u>信用保証料の1/2が補助の対象</u> |

※信用保証料の補助は、当初借入時に発生する信用保証料額が補助の対象となります。借入条件の変更(借入期間、返済内容の変更等)により追加的に発生する信用保証料は補助の対象となりませんのでご注意ください。

## ○利子の補助(国及び群馬県による補助)

|                                                       | 利子の補助                      |                    |
|-------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------|
|                                                       | 売上高等の減少が15%以上              | 売上高等の減少が5%以上、15%未満 |
| 個人事業主 <sup>(注1)</sup><br>かつ<br>小規模企業者 <sup>(注2)</sup> | <u>利子(当初7年間分)の全額が補助の対象</u> |                    |
| 上記以外の中小企業・小規模事業者                                      | <u>利子(当初7年間分)の全額が補助の対象</u> | 補助なし               |

※利子の補助は、国の補助(3年間分)と、群馬県の補助(その後の4年間分)により、7年間分の補助となります。利子の補助に関するお手続きは、お申込みの金融機関にお問い合わせください。

(注1)個人事業主には、事業性のあるフリーランスの方を含みます。

(注2)小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下(商業またはサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする場合は5人以下)の事業者を指します。

なお、法人のお申込みで一定の要件を満たしているときは、経営者保証を免除することが可能ですが、この場合、信用保証料率は0.2%上乗せされ、1.05%となります。



## 📌 危機関連保証のご案内

大規模な経済危機や災害等の事由によって著しい信用収縮が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りをサポートする保証制度です。今般の新型コロナウイルス感染症によって影響を受けている事業者の方がご利用できます。

### ● 危機関連保証の概要

|        |                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事由     | 新型コロナウイルス感染症                                                                                                                                                                                                                                   |
| 指定期間   | 令和2年2月1日から令和3年1月31日まで                                                                                                                                                                                                                          |
| 対象者    | 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、経営の安定に支障を生じていることについてその住所地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた中小企業者<br>【認定の要件】<br>新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として最近1か月の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高（以下、「売上高等」という。））が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること |
| 資金使途   | 経営の安定に必要な事業資金                                                                                                                                                                                                                                  |
| 保証限度額  | 2億8千万円（一般の保証とは別枠で利用できます）<br>なお、既にセーフティネット保証、災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証をご利用されている場合は、本制度と上記3制度を合算して5億6千万円が保証限度額となります                                                                                                                                    |
| 保証期間   | 10年以内（うち、据置期間2年以内）                                                                                                                                                                                                                             |
| 返済方法   | 原則として均等分割返済                                                                                                                                                                                                                                    |
| 担保     | 必要に応じて徴求します                                                                                                                                                                                                                                    |
| 保証人    | 原則として法人代表者以外は徴求しません                                                                                                                                                                                                                            |
| 融資利率   | 金融機関所定利率                                                                                                                                                                                                                                       |
| 信用保証料率 | 0.80%                                                                                                                                                                                                                                          |
| その他    | 責任共有対象外の保証制度です（100%保証）<br>通常のお申込み書類のほか、市町村長または特別区長の認定書が必要となります<br>認定の手続きについては、主たる事業所の所在地または住所地の市区町村へお問い合わせください                                                                                                                                 |



## 事業承継特別保証制度のご案内

中小企業・小規模事業者の経営者の世代交代が進んでいないため、年々その平均年齢は上昇しています。こうした状況から、円滑な事業承継を行うことは、日本経済の活力ある発展に不可欠とされているため、国を挙げて事業承継を支援しています。

事業承継時に経営者保証を不要とする保証付き融資で、後継者の方の不安を和らげ、円滑な事業承継をサポートするための保証制度です。

### ●事業承継特別保証制度の概要

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者    | <p>次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業・小規模事業者</p> <p>(1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</p> <p>(2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの</p> <p>(3)次の①～④の要件をすべて満たしていること</p> <p>① 資産超過であること</p> <p>② E B I T D A有利子負債倍率が10倍以内であること<br/> <math display="block">\ll \text{EBITDA有利子負債倍率} = (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \gg</math></p> <p>③ 法人・個人の分離がなされていること</p> <p>④ 返済緩和している借入金がないこと</p> |
| 資金使途   | <p>事業資金(既存のプロパー借入金(個人保証のあるもの)を借り換えることも可能)</p> <p>※ただし、対象者(2)の要件に該当する場合は、事業承継前の借入金の借換資金に限ります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 保証限度額  | 2億8千万円(一般の保証枠の範囲内でのご利用となります)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 保証期間   | <p>一括返済 1年以内</p> <p>分割返済 10年以内(据置期間は1年以内)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 返済方法   | 一括返済 または 分割返済                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 担保     | 必要に応じて徴求します                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 保証人    | 徴求しません                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 融資利率   | 金融機関所定利率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 信用保証料率 | <p>0.35%～1.80%</p> <p>0.20%～1.15%(経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 申込方法   | 金融機関経由(与信取引のある金融機関に限る)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| その他    | <p>この制度をお申込みいただくにあたっては、通常の申込書類のほかに必要な書類があります</p> <p><b>【必ず必要な書類】</b></p> <p>(1)事業承継計画書</p> <p>(2)財務要件等確認書</p> <p><b>【ケースによっては必要な書類】</b></p> <p>(1)借換債務等確認書…資金使途に借換資金を含む場合</p> <p>(2)他行借換依頼書兼確認書…資金使途に申込金融機関以外の借換資金を含む場合</p> <p>(3)事業承継時判断材料チェックシート…低率な信用保証料率の適用を受けようとする場合</p>                                                                                                                                                                              |

## 改正民法(債権関係)施行に伴うお手続きの留意点について

令和2年4月1日から改正民法(債権関係)が施行されたことに伴い、信用保証委託申込書・信用保証委託契約書等、信用保証のお申込みの際の書式や手続きが変更されました。主な留意点は以下のとおりです。

### ①信用保証委託申込書一式の様式変更

改正民法施行に伴い、契約条項の変更が生じたため、令和2年4月1日以降に信用保証をお申込みいただく場合は、表紙が薄紫色の書類一式をご使用ください。なお、変更後の信用保証委託契約書の右下には【令和2年4月】と記載されていますので、ご確認ください。

従前の様式(表紙が水色)をお持ちの場合は、申込書類の誤認を防ぐため、速やかに破棄していただきますようお願いいたします。

### ②信用保証委託契約変更契約書の様式変更

信用保証委託申込書一式と同様、改正民法施行に伴い、契約条項の変更が生じたため、令和2年4月1日以降に信用保証委託契約変更契約書の締結を伴う保証条件変更をお申込みいただく場合は、変更後の書式をご使用ください。信用保証委託契約変更契約書の締結を伴う保証条件変更は、以下のとおりです。

- ・債務引受(免責的債務引受・併存的債務引受)
- ・連帯保証人の変動(連帯保証人の加入・脱退)

### ③保証意思宣明公正証書の作成

改正民法施行に伴い、事業性貸金債務について個人が保証人となる場合は原則として保証意思宣明公正証書(以下、「公正証書」)を作成し、当該個人の保証意思を確認することが必要となりました。例外として、以下に該当する場合は、公正証書の作成が不要とされています。

#### 【例外：公正証書による保証意思確認が不要とされる者】

- ・主債務者が法人の場合  
理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者、総株主の議決権の過半数を有する者等
- ・主債務者が個人の場合  
共同事業者または主債務者が行う事業に現に従事している配偶者

保証意思確認のための公正証書の作成は、信用保証申込時のほか、条件変更により連帯保証人として参加する場合、条件変更により根保証(当座貸越・カード当貸等)を更新する場合にも必要となります。

当協会では、公正証書の未作成による保証契約無効を防止するため、経営者(法人代表者・個人事業主)以外の方が、保証付き融資の連帯保証人として参加する場合に、「第三者連保人徴求に伴う確認書」の作成をお願いしています。確認書の様式は、当協会ホームページの金融機関専用ページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。

なお、保証付き融資において公正証書を作成する場合は、金融機関の事業性貸金契約に伴う公正証書と信用保証委託契約に伴う公正証書の2通を作成する必要があります。作成した公正証書の謄本は、写しを当協会に提出してください。謄本は金融機関で保管してください。

ご不明な点は保証課担当者までお問い合わせください。



## I

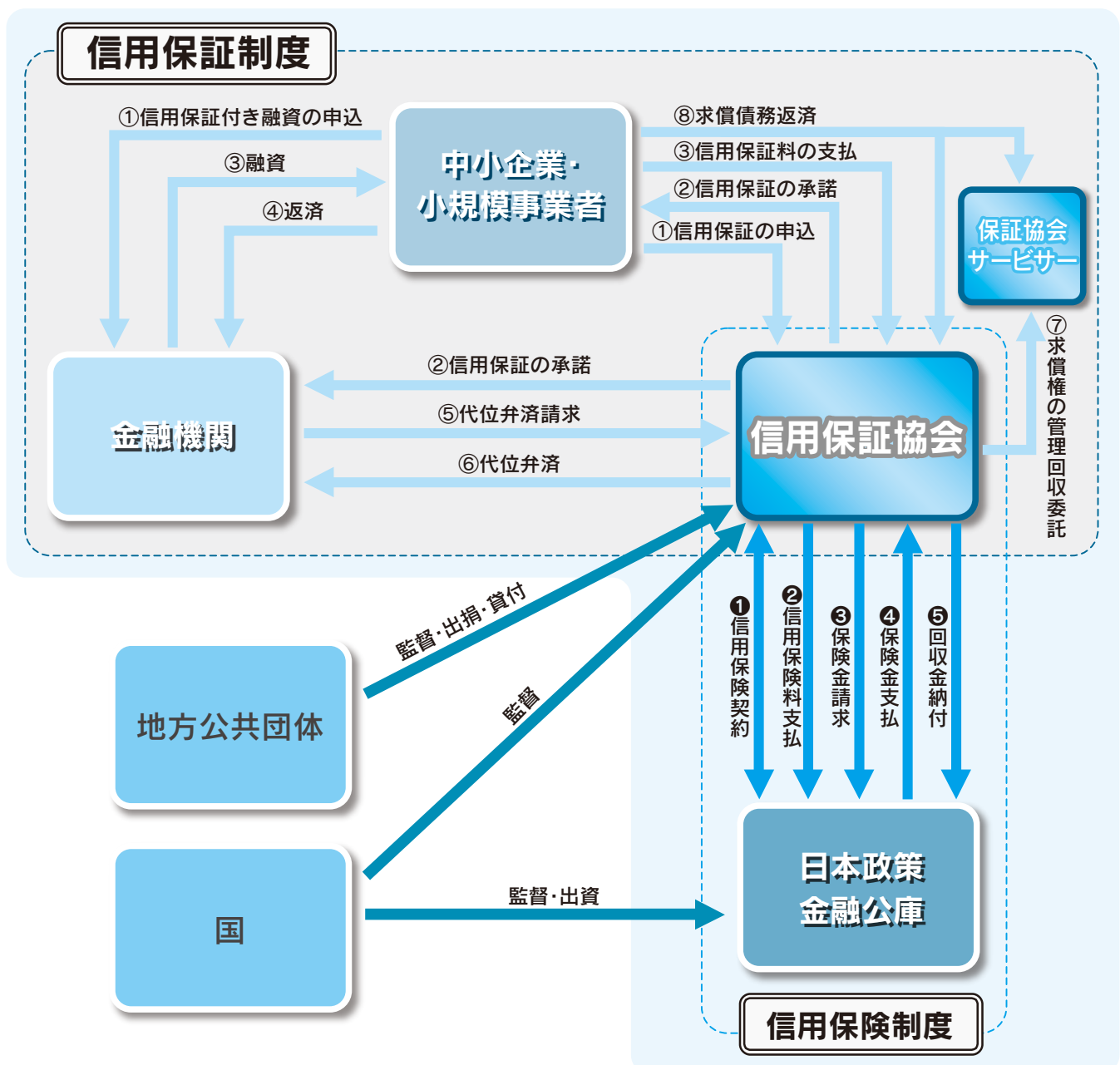
## 信用保証協会の概要

## 1 信用保証協会

信用保証協会は、「信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)」に基づき設立、運営されている公的な保証機関です。中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受ける際、公的な機関として「信用保証」を行って、資金繰りをサポートするとともに、関係機関と連携して各種支援業務を行います。全国に51協会あり、群馬県においては群馬県信用保証協会が業務を行っています。

## 2 信用補完制度

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が行う債務の保証について日本政策金融公庫が再保険を行う「信用保険制度」の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しています。



## Ⅱ 信用保証の対象となる中小企業・小規模事業者

### 1 人格

#### (1) 原則として対象となる人格

|                   |                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人                | 個人事業者は対象となります。                                                                                 |
| 会社等               | 株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人が対象となります。 |
| 組合                | 対象となります。次ページの【5 規模(2) 組合の場合】を参照してください。                                                         |
| 特定非営利活動法人(NPO 法人) | 特定事業を行う NPO 法人は原則として対象となります。ただし、個別法により中小企業者と「みなされた」NPO 法人は、一部の保証制度のみ対象となります。                   |

#### (2) 一部対象となる人格・対象とならない人格

|                            |                                        |
|----------------------------|----------------------------------------|
| 一般社団法人<br>一般財団法人<br>社会福祉法人 | 医業を主たる事業とする場合は対象となります。                 |
| その他                        | 学校法人・宗教法人・中間法人・有限責任事業組合(LLP)は対象となりません。 |

※医業には、日本標準産業分類上の「病院」「一般診療所」「歯科診療所」「獣医業」及び「介護老人保健施設」が該当します。

※上表以外にも対象となる場合があります。

### 2 住所

群馬県内において事業を行っている中小企業・小規模事業者で、下表の個人または法人が対象となります。なお、地方公共団体の制度融資では、別途定めがある場合があります。

|    |                              |
|----|------------------------------|
| 個人 | 住居または事業所のいずれかが群馬県内にある方       |
| 法人 | 群馬県内に本店または事業所を有する中小企業・小規模事業者 |

### 3 業種

商工業等の大部分の業種は信用保証の対象となりますが、主に次の業種は対象外となります。

|         |                                                                                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な対象外業種 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業</li> <li>・林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)</li> <li>・漁業</li> <li>・金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)</li> <li>・その他、公序良俗等の観点から好ましくないもの 等</li> </ul> |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 4 営業経歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば対象となります。創業関連保証等、創業に係る一部の保証制度では、これから創業する方も保証の対象となります。なお、地方公共団体の制度融資では、別途定めがある場合があります。

## 5 規模

### (1)個人・会社の場合

個人の場合、常時使用する従業員の数が下表に該当すれば対象となります。

会社の場合、資本金と常時使用する従業員の数のいずれかが下表に該当すれば対象となります。

また、NPO法人の場合は、常時使用する従業員の数が下表に該当すれば規模要件を満たすことになります。

#### 【保証の対象となる企業規模】

| 業 種            | 資本金または出資金 | 常時使用する従業員 |
|----------------|-----------|-----------|
| 製造業等           | 3 億円以下    | 300人以下    |
| 卸売業            | 1 億円以下    | 100人以下    |
| 小売業(飲食業を含む)    | 5,000万円以下 | 50人以下     |
| サービス業(士業法人を含む) | 5,000万円以下 | 100人以下    |
| 医療法人等          | —         | 300人以下    |

次の政令特例業種については規模要件が異なります(NPO法人には適用されません)。

| 業 種                                                | 資本金または出資金 | 常時使用する従業員 |
|----------------------------------------------------|-----------|-----------|
| ゴム製品製造業<br>(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) | 3 億円以下    | 900人以下    |
| ソフトウェア業                                            | 3 億円以下    | 300人以下    |
| 情報処理サービス業                                          |           |           |
| 旅館業                                                | 5,000万円以下 | 200人以下    |

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

【例】建設業、不動産業(建物売買業、土地売買業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業)、運送業、通運事業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス供給業、生命・損害保険代理業、土石採取業、木材伐出業、鉱業、旅行業

※医療法人等とは、医療法人及び医療を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人をいいます。

※医業を営む個人の「常時使用する従業員」の規模要件は100人以下となります。

※中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証の規模要件等は、別に定められています。詳しくは当協会までお問い合わせください。

### (2)組合の場合

当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むことなどが要件となっているため、組合自体の出資の総額及び従業員についての規制はありません(ただし、構成員に規則を設けるものもあります)。保証対象となる組合とその要件等詳細については、当協会までお問い合わせください。

## 6 許認可業種

免許・許可・認可・登録・届出等を必要とする業種(許認可業種)については、その許認可を取得していることが必要です。保証申込時に許認可証の写しをご提出していただきます。

許認可等を受けている方と借入名義人が一致していることが必要です。ただし、個人事業者の一部許認可については、借入人と許可名義人が異なっても対象となるものもあります。

また、許認可は、有効期間内であることが必要です。ただし、許認可の有効期間を経過していても、有効期限内に再申請の手続をしている場合については、許可申請書の写しをもって保証を行うことができます。許認可の再申請手続き中に保証を行った場合は、許可取得完了後に許認可証の写しをご提出していただきます。

## 【許認可の確認が必要な業種一覧】（注）許認可権者の（ ）内は、各根拠法による権限委任先

| 番号 | 業 種                             | 許可等 | 根 拠 法                                    | 有効期限                      | 許認可権者           |
|----|---------------------------------|-----|------------------------------------------|---------------------------|-----------------|
| 1  | 食料品製造業                          | 許可  | 食品衛生法(52条)                               | 5年を下らない期間                 | 都道府県知事(市長)      |
| 2  | 食料品販売業                          | 許可  | 食品衛生法(52条)                               | 5年を下らない期間                 | 都道府県知事(市長)      |
| 3  | 飲食店・喫茶店                         | 許可  | 食品衛生法(52条)                               | 5年を下らない期間                 | 都道府県知事(市長)      |
| 4  | 建設業                             | 許可  | 建設業法(3条)                                 | 5年                        | 国土交通大臣または都道府県知事 |
| 5  | 一般乗合旅客自動車運送事業<br>一般乗用旅客自動車運送事業  | 許可  | 道路運送法(4条)                                | —                         | 国土交通大臣(地方運輸局長)  |
| 6  | 一般貸切旅客自動車運送事業                   | 許可  | 道路運送法(4条・8条)                             | 5年                        | 国土交通大臣(地方運輸局長)  |
| 7  | 特定旅客自動車運送事業                     | 許可  | 道路運送法(43条)                               | —                         | 国土交通大臣(地方運輸局長)  |
| 8  | 自家用有償旅客運送事業                     | 登録  | 道路運送法(79条)                               | 2年<br>(更新時2年または3年)        | 国土交通大臣(地方運輸局長)  |
| 9  | 一般貨物自動車運送事業                     | 許可  | 貨物自動車運送事業法(3条)                           | —                         | 国土交通大臣(地方運輸局長)  |
| 10 | 特定貨物自動車運送事業                     | 許可  | 貨物自動車運送事業法(35条)                          | —                         | 国土交通大臣(地方運輸局長)  |
| 11 | 旅館業                             | 許可  | 旅館業法(3条)                                 | —                         | 都道府県知事または市長     |
| 12 | 住宅宿泊事業                          | 届出  | 住宅宿泊事業法(3条)                              | —                         | 都道府県知事(市長)      |
| 13 | 古物営業                            | 許可  | 古物営業法(3条)                                | —                         | 都道府県公安委員会       |
| 14 | 薬局                              | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)      | 6年                        | 都道府県知事          |
| 15 | 医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造販売業 | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)     | 5年<br>(薬局製造販売医薬品の製造販売は6年) | 厚生労働大臣(都道府県知事)  |
| 16 | 医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業   | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)     | 5年<br>(薬局製造販売医薬品の製造販売は6年) | 厚生労働大臣(都道府県知事)  |
| 17 | 医療機器・体外診断用医薬品製造販売業              | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)   | 5年                        | 厚生労働大臣(都道府県知事)  |
| 18 | 医療機器・体外診断用医薬品製造業                | 登録  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3) | 5年                        | 厚生労働大臣          |
| 19 | 再生医療等製品製造販売業                    | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)  | 5年                        | 厚生労働大臣(都道府県知事)  |
| 20 | 再生医療等製品製造業                      | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)  | 5年                        | 厚生労働大臣          |
| 21 | 医薬品販売業                          | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)     | 6年                        | 都道府県知事          |
| 22 | 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業          | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)     | 6年                        | 都道府県知事          |
| 23 | 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業          | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)     | 6年                        | 都道府県知事          |
| 24 | 医療機器修理業                         | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)   | 5年                        | 厚生労働大臣(都道府県知事)  |

| 番号 | 業 種          | 許可等 | 根 拠 法                                  | 有効期限               | 許認可権者                   |
|----|--------------|-----|----------------------------------------|--------------------|-------------------------|
| 25 | 再生医療等製品販売業   | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5) | 6年                 | 都道府県知事                  |
| 26 | 一般廃棄物処理業     | 許可  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)                   | 2年                 | 市町村長                    |
| 27 | 産業廃棄物処理業     | 許可  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)                  | 5年<br>(更新時5年または7年) | 都道府県知事                  |
| 28 | 特別管理産業廃棄物処理業 | 許可  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)                | 5年<br>(更新時5年または7年) | 都道府県知事                  |
| 29 | 有料職業紹介事業     | 許可  | 職業安定法(30条)                             | 3年(更新時5年)          | 厚生労働大臣                  |
| 30 | 病院・診療所・助産所   | 許可  | 医療法(7条)                                | —                  | 都道府県知事                  |
| 31 | 宅地建物取引業      | 免許  | 宅地建物取引業法(3条)                           | 5年                 | 国土交通大臣または都道府県知事         |
| 32 | 酒類製造業        | 免許  | 酒税法(7条)                                | —                  | 税務署長                    |
| 33 | 酒母・もろみ製造業    | 免許  | 酒税法(8条)                                | —                  | 税務署長                    |
| 34 | 酒類販売業        | 免許  | 酒税法(9条)                                | —                  | 税務署長                    |
| 35 | 第1種高圧ガス製造業   | 許可  | 高圧ガス保安法(5条)                            | —                  | 都道府県知事または指定都市の長         |
| 36 | 液化石油ガス販売業    | 登録  | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)         | —                  | 経済産業大臣(経済産業局長)または都道府県知事 |
| 37 | 労働者派遣事業      | 許可  | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)  | 3年(更新時5年)          | 厚生労働大臣                  |
| 38 | 家畜商          | 免許  | 家畜商法(3条)                               | —                  | 都道府県知事                  |
| 39 | 浄化槽清掃業       | 許可  | 浄化槽法(35条)                              | 期限を付すことができる(概ね2年)  | 市町村長                    |
| 40 | 興行業(映画館・劇場)  | 許可  | 興行場法(2条)                               | —                  | 都道府県知事                  |
| 41 | 浴場業          | 許可  | 公衆浴場法(2条)                              | —                  | 都道府県知事                  |
| 42 | 測量業          | 登録  | 測量法(55条)                               | 5年                 | 国土交通大臣                  |
| 43 | 砂利採取業        | 登録  | 砂利採取法(3条)                              | —                  | 都道府県知事                  |
| 44 | 採石業          | 登録  | 採石法(32条)                               | —                  | 都道府県知事                  |
| 45 | 建築士事務所       | 登録  | 建築士法(23条)                              | 5年                 | 都道府県知事                  |
| 46 | 電気工事業        | 登録  | 電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)                 | 5年                 | 経済産業大臣(経済産業局長)または都道府県知事 |
| 47 | 自動車特定整備事業    | 認証  | 道路運送車両法(78条)                           | —                  | 地方運輸局長                  |
| 48 | 揮発油販売業       | 登録  | 揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)                  | —                  | 経済産業大臣(経済産業局長)          |
| 49 | 揮発油特定加工業     | 登録  | 揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)               | —                  | 経済産業大臣(経済産業局長)          |
| 50 | 軽油特定加工業      | 登録  | 揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)               | —                  | 経済産業大臣(経済産業局長)          |
| 51 | 接待飲食等営業      | 許可  | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(3条)            | —                  | 都道府県公安委員会               |
| 52 | 遊技場営業        | 許可  | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(3条)            | —                  | 都道府県公安委員会               |



### Ⅲ 信用保証の内容

#### 1 保証限度額

1 企業者に対する保証限度額は下表のとおりです。

|       |            |
|-------|------------|
| 個人・法人 | 2 億8,000万円 |
| 組合    | 4 億8,000万円 |

このほか、国の各種政策目的により制定された特別保証について上記保証限度額とは別に保証限度額が設けられているものもあります(セーフティネット保証等)。詳細は、P 22以降の「主な保証制度一覧表」をご覧ください。

#### 2 資金使途

事業の経営に必要な運転資金、設備資金

#### 3 担保・連帯保証人

担保は、必要に応じて提供していただきます。

連帯保証人は、原則として法人代表者以外は徴求いたしません。また、経営者保証に関するガイドラインの趣旨に照らして、連帯保証人を不要とする取り扱いをすることがあります。

#### 4 信用保証料率

##### (1)一般的な保証における信用保証料率(弾力化)

信用保証協会では、信用保証を利用する中小企業・小規模事業者から信用保証料をいただいています。信用保証料の計算に用いる信用保証料率は、個々の中小企業・小規模事業者の財務状況などを考慮し、原則として9つの区分の中から適用されます。一般的な信用保証料率は下表のとおりです。

(単位：%)

| 区分               | ①    | ②    | ③    | ④    | ⑤    | ⑥    | ⑦    | ⑧    | ⑨    |
|------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有制度対象外の信用保証料率 | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |
| 責任共有保証料率         | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |

##### (2)信用保証料率の割引

担保を提供していただく場合や、会計参与を設置している等財務内容の透明性が高い法人、群馬県の県制度融資の一部などにおいては、信用保証料率の割引を行っています。

##### (3)一定の信用保証料率が適用される保証制度

一部の保証制度については、一定の信用保証料率が適用されます。下表はその代表的な保証制度です。

|                      |       |                    |       |
|----------------------|-------|--------------------|-------|
| セーフティネット保証(1～4・6号)   | 0.80% | セーフティネット保証(5・7・8号) | 0.68% |
| 災害関係保証               | 0.80% | 東日本大震災復興緊急保証       | 0.80% |
| 創業関連保証               | 0.70% | 創業等関連保証            | 0.70% |
| 創業チャレンジ資金            | 0.50% | 女性・若者・シニアチャレンジ資金   | 0.45% |
| 事業再生保証(D I P 保証)     | 2.20% | 特別小口保証             | 0.70% |
| 流動資産担保融資保証(A B L 保証) | 0.68% | 危機関連保証             | 0.80% |

信用保証料率に関して、ご不明な点がございましたら、営業部・各支店の保証課または保証統括部 保証推進課までお問い合わせください。



## IV

## 企業のライフステージに応じた支援のご案内

当協会は、信用保証業務のほかにも、中小企業・小規模事業者の皆さまのライフステージに応じて「創業支援」「経営改善支援」「事業承継支援」「事業再生支援」に積極的に取り組んでいます。

こうした支援を、よりスピーディに、より確実に実施するために、関係機関と連携しています。当協会が事務局を務める「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」「群馬県経営サポート会議」での連携、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)に基づく「認定経営革新等支援機関(略称：認定支援機関)」との連携など、関係機関との緊密な連携による中小企業・小規模事業者の皆さまへの支援体制強化を図っています。専門の担当者がネットワークで結びつくことで、より質の高い支援を行えるよう努めています。

## 中小企業・小規模事業者

関係機関の  
有機的連携による支援

## 信用保証業務・各種支援業務での総合的連携

群馬県

市町村

金融機関

商工会議所

商工会

## 群馬県信用保証協会

## 群馬県中小企業支援ネットワーク会議

関東経済産業局

前橋財務事務所

群馬県

県産業支援機構

県中小企業再生支援協議会

県中小企業団体中央会

県事業引き継ぎ支援センター

## 認定支援機関

商工会議所

商工会

金融機関

県中小企業診断士協会

税理士・中小企業診断士等

経営診断・経営改善計画策定支援

群馬県経営サポート会議

創業支援

経営改善支援

事業再生支援

事業承継支援

## 支援業務での連携

## 1 保証協会の相談窓口のご案内

当協会では、中小企業・小規模事業者の皆さまと一緒に、金融や経営上の問題点を考え、経営をサポートしていくために、さまざまな相談窓口を設けています。ご相談に関する費用は一切いただきませんので、お気軽にご利用ください。

### (1) 金融・経営窓口相談コーナー

当協会の営業時間中のいつでも、営業部・各支店の保証課でご相談に対応します。保証課窓口へお越しいただくか、お電話でご連絡ください。経営や創業に関するご相談はもちろん、お取引金融機関の紹介を希望される方のご相談にも対応します。

### (2) 出前金融・経営相談

当協会の職員が、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業所等に訪問して、資金繰りや経営に関するご相談に対応します。出前相談をご希望される方は、保証統括部 経営支援課(☎027-219-6003)までご連絡ください。

### (3) 事業承継相談窓口

現在の事業を後継者に引継ぎたいとお考えの皆さまのご相談に対応します。何から取り組めば良いか、どんな手続きが必要か、事業承継計画をつくりたい等、事業承継に関する課題やお悩みがございましたら、どんなことでも保証統括部 経営支援課(☎027-219-6003)までご連絡ください。

### (4) 各種相談窓口

中小企業・小規模事業者の皆さまの経営に影響を与えるような災害、経済危機等の発生時に特別相談窓口等を設置し、皆さまのご相談に対応します。最新の情報は当協会のホームページでご確認ください。

## 2 創業支援のご案内

当協会は、相談(創業応援チーム・女性創業応援チーム「シルキー クレイン」)、ガイドブック(創業計画サポートガイド)、金融(創業チャレンジ資金、女性・若者・シニアチャレンジ資金等)、広報・セミナー(FM GUNMA ラジオ番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」、創業セミナーの開催)によるトータルサポートで、創業者・創業を希望する皆さまをナビゲートいたします。

### (1) 創業応援チーム・女性創業応援チーム「シルキー クレイン」による創業支援活動

当協会では、営業部・各支店に「創業応援チーム」、女性創業応援チーム「シルキー クレイン」のメンバーを配置しています。

「創業応援チーム」は、創業支援統括責任者、創業支援責任者、創業支援担当で構成し、創業に関するご相談に対して万全の体制を整えています。

女性創業応援チーム「シルキー クレイン」は、創業を志す女性や女性経営者に対して、経営上のさまざまな相談がしやすい環境作りを心がけ、女性ならではの観点・感性を活かした支援を行い、よきパートナーとして成長・発展をサポートさせていただきます。

創業に関するご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。お問い合わせは、営業部・各支店の保証課または女性創業応援チーム「シルキー クレイン」専用ダイヤル(☎027-226-6112)までご連絡ください。

「創業に係る各種相談」「創業計画策定等の支援、創業計画全般に対するアドバイス」「創業者の希望する金融機関への連絡、橋渡し」「各種保証制度による金融支援」「創業後(保証後)の継続的なモニタリング、経営相談」「創業者向けセミナーの開催」等で、創業を希望する皆さまをサポートします。

### (2) 認定支援機関等との連携

認定支援機関や、群馬県産業支援機構、商工会議所・商工会(群馬県商工会連合会)と連携して、ご相談に対応させていただきます。

### (3)創業計画サポートガイドをご利用ください

当協会では、創業をお考えの方に向けたガイドブック『創業者の皆さんのための 創業計画サポートガイド ～創業計画の作り方から創業後のサポートまで～』を発行しています。

創業にあたって必要不可欠な「創業計画書」の書き方を中心に説明しているガイドブックです。

創業計画サポートガイドをご希望の方は、総務部 企画課(☎027-231-8874)までご連絡いただければ、送付させていただきます。また、当協会のホームページでもご覧いただけます。

### (4)創業支援に係る各種保証制度のご案内

国の保証制度「創業関連保証」、「創業等関連保証」、県の保証制度「群馬県創業者・再チャレンジ支援資金」等がございます。P 22以降の「主な保証制度一覧表」をご覧ください。

## 3 経営改善支援のご案内

当協会が事務局を務める「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」「群馬県経営サポート会議」を設置し、また認定支援機関が群馬県内でも増加するなど、関係機関との連携による支援体制を一層強化しています。

### (1)群馬県中小企業支援ネットワーク会議

平成24年9月に「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」を設立し、関係機関の連携により、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営改善支援に取り組んでいます。

経営改善支援を行う関係機関の連携強化及びスキル向上を図るため、情報交換会、専門家による講演会、事例研修会等を適時開催しています。

### (2)群馬県経営サポート会議

経営課題を抱える個別企業を支援するため、当該中小企業・小規模事業者、メイン行を中心とした金融機関及び当協会が、収益性の向上、資金繰りの改善等、経営改善・事業再生に向けた事業計画や具体的な支援方法について合意が図られるよう、「群馬県経営サポート会議」を開催して協議を行います。

### (3)経営支援課が支援します

保証統括部 経営支援課の専門スタッフが、保証審査を通じて支援が必要と判断される企業や、金融・経営窓口相談コーナー、出前金融・経営相談等で経営に関する助言や提案をご要望された企業に対して、経営支援課と保証課の職員が「経営支援チーム」を組み、企業訪問や経営者の方との面談を行いながら、経営改善をサポートします。

また、返済緩和中の企業に対して、返済正常化への道筋を検討し、具体的な返済正常化プランを提案します。また、新たに返済緩和を希望される企業に対しても、財務状況や借入状況を確認させていただき、真水支援を含むファイナンスや業績の改善により返済緩和を回避できると判断される場合は、借換や経営支援による早期事業再建をお手伝いします。

### (4)認定支援機関をご利用ください

認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の皆さまが安心して経営相談等を受けられるために、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定するもので、公的な支援機関として位置づけられます。「自社の経営が見える化したい」「事業計画(経営改善計画)を作りたい」「取引先を増やしたい、販売を拡大したい」「専門的課題を解決したい」「新たな商品・サービスを開発したい」「金融機関と良好な関係を作りたい」等の相談に対応していただけます。

主な支援内容は、「事業計画(経営改善計画)の策定支援」「財務内容その他経営状況の分析、現状把握、経営課題の抽出に係る助言」「事業の実施に必要な指導・助言」等です。

認定支援機関の支援を受けると費用がかかりますが、申請により群馬県経営改善支援センター(群馬県産業支援機構)による費用補助(費用の3分の2、上限200万円)が受けられます。群馬県経営改善支援センターの費用補助に加え、当協会の費用補助も実施しています。補助の内容は、費用の総額から群馬県経営改善支援センターの費用補助を差し引いた、企業が負担する費用3分の1のうちの2分の1(費用総額の6分の1、上限15万円)となります。当協会の

費用補助の対象となる方は、【①利用申請時点で当協会の保証をご利用いただいていること】【②認定支援機関による経営改善計画の策定支援が必要であると認められ、経営改善を図ろうとしていること】【③群馬県経営サポート会議を活用している、または活用予定であること】のいずれにも該当する方となります。

また、認定支援機関の支援を得て事業計画を策定し、経営改善等に取り組む場合、信用保証料率を通常料率より引下げた(概ね▲0.2%)「経営力強化保証」をご利用いただけます(P18参照)。

#### (5) 経営改善支援に係る各種保証制度のご案内

国の保証制度「経営力強化保証」、「経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)」、県の保証制度「群馬県経営サポート資金」、「群馬県経営力強化アシスト資金」等がございます。詳細は、P22以降の「主な保証制度一覧表」をご覧ください。

## 4 事業承継支援のご案内

### (1) 経営支援課が支援します

当協会の保証統括部 経営支援課では、事業承継相談窓口を設け、事業承継に関する課題をお持ちの中小企業・小規模事業者の皆さまのご相談に対応します。また、金融機関、事業引継ぎ支援センター等の関係機関と連携して、事業承継に関する各種支援を行います。

### (2) 事業承継支援に係る各種保証制度のご案内

「事業承継特別保証」、「次世代サポート保証」、「事業承継サポート保証」、「特定経営承継関連保証」、「経営承継関連保証」、「群馬県中小企業パワーアップ資金」等がございます。詳細は、P22以降の「主な保証制度一覧表」をご覧ください。

## 5 事業再生支援のご案内

### (1) 再生支援課が支援します

保証付き融資の延滞や期限経過が発生している中小企業・小規模事業者のうち、存続と再生の可能性が見込まれる先に対して、保証統括部 再生支援課が、金融機関や群馬県中小企業再生支援協議会等と連携して、事業再生を支援いたします。

### (2) 求償権消滅保証

求償権(金融機関に対し保証協会が代位弁済した保証付き融資)の返済のための融資に保証を付すことは認められていません。しかし、代位弁済した中小企業・小規模事業者が事業を継続している場合、事業資金のための新規融資が受けられない状況に陥ることが多いことから、再生計画の策定・実施を前提とするものに限り、求償権の返済のための融資に保証を付して、求償権を消滅させ、金融取引の正常化を図ることができます。

### (3) 再生支援に係る各種保証制度のご案内

「求償権消滅保証」のほかに、再生・再挑戦支援に係る各種保証制度があります。具体的には、「経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)」、「群馬県中小企業再生支援資金」、「群馬県創業者・再チャレンジ支援資金」、「事業再生円滑化関連保証(プレDIP保証)」、「事業再生保証(DIP保証)」等があります。また、早期求償権取得(早期代位弁済)、求償権不等価譲渡、DD S(保証付き融資・求償権の資本的劣後化)等の再生支援手法も用意しています。



## 6 創業計画・経営改善計画策定支援に係る費用補助のご案内

当協会では、外部専門家を活用した各種計画の策定や創業・経営に関する助言にかかる費用の補助を実施しています。これから創業をお考えの方、経営上で抱える課題解決を図りたい経営者の方は、是非ご活用ください。

### 【創業計画の策定支援等について】

| 名称                                                                  | 支援内容                                                                                       | 外部専門家    |
|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| <b>【創業計画策定支援等】※</b><br>創業を検討している方へのアドバイスや創業計画策定支援、創業後間もない方へのアドバイスなど | 1. メニュー<br>①〔創業相談からアドバイスまで〕<br>②〔創業相談から創業計画策定支援まで〕<br>2. 外部専門家を活用します。<br>3. 当協会が全額費用補助します。 | 中小企業診断士等 |

### 【経営改善計画の策定支援等について】

| 名称                                                                    | 支援内容                                                                                  | 外部専門家     |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <b>【経営改善計画策定支援等】※</b><br>経営課題の整理と解決に向けてのアドバイス、返済軽減中の借入を正常化するための計画策定など | 1. メニュー<br>①〔経営診断・事業計画策定支援等〕<br>②〔経営改善計画策定支援〕<br>2. 外部専門家を活用します。<br>3. 当協会が全額費用補助します。 | 中小企業診断士等  |
| <b>【事業承継計画策定支援等】※</b><br>事業承継に関するアドバイス、事業承継に向けての留意点やロードマップ等の策定支援      | 1. メニュー<br>①〔事業承継助言〕<br>②〔事業承継計画策定支援〕<br>2. 外部専門家を活用します。<br>3. 当協会が全額費用補助します。         | 中小企業診断士等  |
| <b>【生産性向上支援】※</b><br>設備投資計画の検証、作業効率向上のためのアドバイスや計画策定支援など               | 1. メニュー<br>①〔各種経営計画策定支援〕<br>②〔経営力向上計画〕等<br>2. 外部専門家を活用します。<br>3. 当協会が全額費用補助します。       | 中小企業診断士等  |
| <b>【経営改善計画】</b><br>認定支援機関による経営改善計画策定事業                                | 企業負担の1/2(費用総額の1/6)を当協会が補助(最大15万円)します。<br>ただし、モニタリングに係る費用は対象となりません。                    | 経営革新等支援機関 |

※国の信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業を活用します。

ご不明な点につきましては、保証統括部 経営支援課(☎027-219-6003)までお問い合わせください。



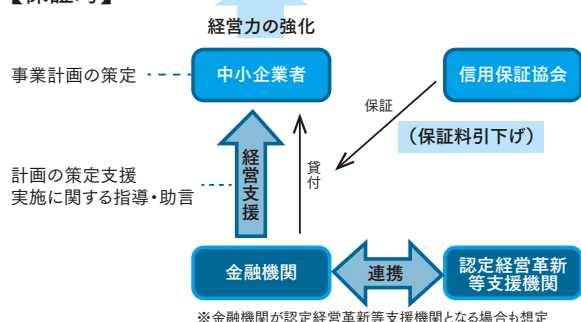
## I

## 経営力強化保証のご案内

経営力強化保証制度は、中小企業・小規模事業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関(※)と連携して中小企業・小規模事業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業・小規模事業者の経営力の強化を図ることを目的とした制度です。

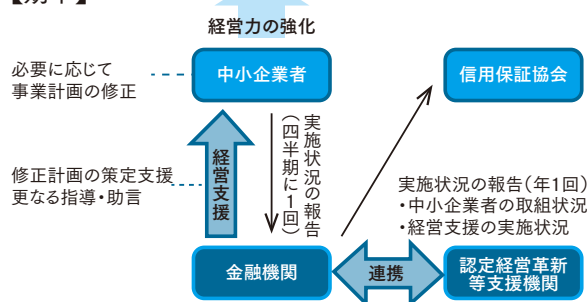
※認定経営革新等支援機関……中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

## 【保証時】



※金融機関が認定経営革新等支援機関となる場合も想定

## 【期中】

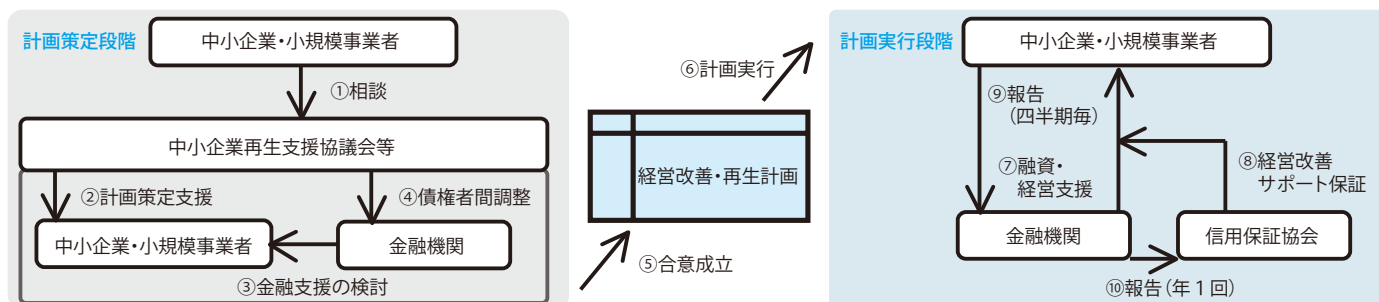


|       |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ポイント  | <p>①認定支援機関の支援<br/>認定経営革新等支援機関による支援を受けて計画を策定し、経営改善を行う企業が対象となります</p> <p>②低い保証料率<br/>通常の保証料率よりも概ね▲0.2%低い保証料率となります</p> <p>③フォローアップ<br/>企業は、金融機関に経営改善計画の進捗状況を四半期ごとに報告し、金融機関は保証協会に年1回報告していただきます</p>                                                         |
| 対象者   | 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者                                                                                                                                                                                      |
| 保証限度額 | <p>2億8,000万円(無担保保険に係る保証 8,000万円以内・普通保険に係る保証 2億円以内)</p> <p>特別小口保険に係る保証 2,000万円以内</p> <p>※中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内</p>                                                                                                                                 |
| 責任共有  | 金融機関が選択している責任共有制度の方式<br>(ただし、責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金【平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む】を本制度で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合は、責任共有制度の対象除外となります)                                                                     |
| 対象資金  | 事業資金(ただし、事業計画の実施に必要な資金に限ります)                                                                                                                                                                                                                          |
| 返済方法  | 一括返済または分割返済                                                                                                                                                                                                                                           |
| 保証期間  | <p>一括返済の場合 1年以内</p> <p>分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内</p> <p>(ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内。なお、据置期間はそれぞれ1年以内)</p>                                                                                                                                   |
| 貸付金利  | 金融機関所定利率                                                                                                                                                                                                                                              |
| 保証料率  | <p>責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75%</p> <p>責任共有制度の対象除外の場合 0.50%～2.00%</p> <p>原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも1区分低い料率を適用</p> <p>※1 貸借対照表を作成していない等により、当協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率が適用されます</p> <p>※2 特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、通常の保証料率が適用され、差額保証料を追加でお支払いただく場合があります</p> |
| 担保    | 必要に応じて徴求します                                                                                                                                                                                                                                           |
| 保証人   | 原則として法人の代表者以外は徴求しません                                                                                                                                                                                                                                  |
| 添付書類  | <p>信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書面を添付してください</p> <p>①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書</p> <p>②事業計画書(申込人が策定したもの)</p> <p>③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要)</p>                                                                                                   |
| その他   | ※本制度は事前相談制とさせていただきます                                                                                                                                                                                                                                  |

## II

## 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）のご案内

中小企業再生支援協議会等の指導または助言を受けて作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業・小規模事業者の資金調達を支援することにより、中小企業・小規模事業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業・小規模事業者の活力の再生を図ることを目的とした制度です。



|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ポイント  | <p>①認定支援機関の支援<br/>中小企業再生支援協議会等の支援により作成した事業再生計画に基づき、事業再生の取り組みを行う企業が対象となります</p> <p>②長い保証期間・低い保証料率<br/>分割返済の場合、最大15年の保証、責任共有制度対象の場合0.68%、責任共有制度対象除外の場合0.8%と低い保証料率でご利用いただけます</p> <p>③フォローアップ<br/>企業は、金融機関に事業再生計画の実施状況を四半期ごとに報告し、金融機関は保証協会に年1回報告していただきます</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 対象者   | <p>下段の「添付書類」に該当する計画に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う中小企業・小規模事業者(第二会社方式による新設会社も含む)です。なお、計画は以下の内容を満たすものまたは含むものとします</p> <p>① 債権者間の合意がとれているもの<br/>② 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策<br/>③ 計画期間中の各事業年度の収支計画および計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な行動計画</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 保証限度額 | <p>2億8,000万円(一般保証とは別枠です)<br/>(無担保保険に係る保証8,000万円以内・普通保険に係る保証2億円以内)<br/>※中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 責任共有  | <p>金融機関が選択している責任共有制度の方式<br/>(ただし、責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金【平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む】を本制度で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合は、責任共有制度の対象除外となります)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 対象資金  | 事業資金(ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限ります)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 返済方法  | 一括返済または分割返済 <b>貸付形式</b> 手形貸付・証書貸付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 保証期間  | 一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：15年以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 貸付金利  | 金融機関所定利率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 保証料率  | 責任共有制度の対象の場合：0.68% 責任共有制度の対象除外の場合：0.80%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 担保    | 必要に応じて徴求します                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 保証人   | 原則として法人の代表者以外は徴求しません                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 添付書類  | <p>信用保証協会所定の申込資料のほか、以下のいずれかの計画の添付が必要となります</p> <p>① 中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画<br/>② 認定支援機関(中小企業再生支援協議会および産業復興相談センター)の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画<br/>③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画<br/>④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画<br/>⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画<br/>⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画<br/>⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画<br/>⑧ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画<br/>⑨ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)または同法20条に規定する決定において特定されたもの<br/>⑩ 中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画<br/>⑪ 経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画</p> |

### Ⅲ 条件変更改善型借換保証のご案内

経営者に事業改善意欲があるにもかかわらず、保証付きの既往借入金について返済条件の緩和を行っていることにより前向きな金融支援を受けることが難しい中小企業・小規模事業者に対し、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、資金調達の円滑化を図ることを目的とした保証制度です。

|                |                                                                                                                                                                                         |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 者          | <p>通常の申込人資格要件のほか、次の各号の要件を満たす中小企業者</p> <p>① 保証申込時点において、保証協会の保証付き既往借入金の残高がある</p> <p>② ①の既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っている</p> <p>③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う</p> |
| 保証限度額          | <p>2億8千万円(無担保保険に係る保証8千万円以内・普通保険に係る保証2億円以内)</p> <p>※中小企業者が組合等の場合は、4億8千万円以内</p>                                                                                                           |
| 資金使途           | <p>保証付き既往借入金の返済資金</p> <p>※事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含めることができます</p>                                                                                                              |
| 保証期間           | <p>15年以内(据置期間1年以内)</p> <p>ただし、保証協会の保証付き既往借入金の返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含む場合は、据置期間2年以内とします</p>                                                                                                 |
| 担 保 ・<br>保 証 人 | <p>原則として、本制度の利用により返済する保証付きの既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならない保証条件によるものとします</p> <p>また、保証付きの既往借入金の借換に伴い、返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含めて保証を行う場合にあっては、通常の借入れに対する保証と同様に扱うものとします</p>                         |
| 返済方法           | 原則として均等分割返済                                                                                                                                                                             |
| 貸付形式           | 証書貸付                                                                                                                                                                                    |
| 責任共有           | 申込金融機関が選択している責任共有方式                                                                                                                                                                     |
| 融資利率           | 金融機関所定利率                                                                                                                                                                                |
| 保証料率           | 0.45%～1.90%                                                                                                                                                                             |
| 添付書類           | <p>① 状況説明書</p> <p>② 事業計画書(申込人が策定したもの)</p> <p>③ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面<br/>(事業計画書に記載されている場合は不要)</p>                                                                                   |
| そ の 他          | <p>※本制度は事前相談制とさせていただきます</p> <p>・本制度を利用した中小企業・小規模事業者は、四半期に1回、計画の実行業況を取扱金融機関へ報告していただきます</p>                                                                                               |

## IV

## 金融機関連携型短期継続保証「Gリピート保証」のご案内

1年間の短期資金を一定期間反復継続して利用することで、中小企業・小規模事業者の月々の返済負担を軽減し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図ることを目的とした当協会独自の保証制度です。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ポイント  | <p>①毎月の返済負担を軽減できます<br/>一括返済の短期資金(1年間)を導入することで、分割返済の借入のように毎月返済することがないため、資金繰りが安定します</p> <p>②3年間は継続利用が可能です<br/>Gリピート保証の新規借入から少なくとも2回目の更新までは継続して利用できます<br/>※3回目以降の更新(4年目以降)については、一定の財務要件を満たす必要があります</p>                                                                                                                                  |
| 対 象 者 | <p>以下のすべての要件を満たす中小企業・小規模事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(確定申告)を行っている</li> <li>2 保証付融資の利用実績がある、または申込金融機関において現在(申込時点)でプロパー融資の残高がある</li> <li>3 決算(確定申告)の内容が以下の要件を満たす<br/>【法人】直近の決算において、債務超過でない、または経常利益を計上している<br/>【個人】直近の確定申告が青色申告で貸借対照表を作成し、債務超過でなく申告所得金額が3百万円以上</li> </ol>                      |
| 保証限度額 | 5千万円(ただし、直近決算における平均月商の2倍以内)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 責任共有  | 金融機関が選択した責任共有制度の方式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 資金使途  | 運転資金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 返済方法  | 一括返済                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 保証期間  | 1年以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 貸付金利  | 金融機関所定利率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 保証料率  | 0.35～1.80%(通常の保証料率より0.1%低率の保証料率となります)                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 担 保   | 原則として不要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 保 証 人 | 原則として法人の代表者以外は徴求しません                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 期限到来時 | <p>(1)更新<br/>・更新の方法は新規保証での借換となります。条件変更での更新はできません<br/>・更新時、金融機関によるモニタリングの報告書をご提出ください<br/>・3回目以降(4年目以降)の更新については、1年ごとに資格要件(上記の「対象者」欄を参照)の確認を行います<br/>資格要件を満たすことが出来ない場合は、下記(2)または(3)のいずれかの対応をしていただきます</p> <p>(2)長期分割返済へ借換<br/>保証期間10年以内の長期分割返済資金へ借り換えていただきます<br/>なお、据置期間の設定はありません</p> <p>(3)自己資金による完済<br/>Gリピート保証の期限到来時に一括返済していただきます</p> |
| 留 意 点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度は、1企業につき1件限りのご利用となります</li> <li>・通常の保証申込書類のほか、申込人資格要件確認書を添付してお申込みください</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           |



## 第3章 主な保証制度一覧表

| 保証制度名  |    |                       | 制度略称<br>信用保証書の記載                         | 適用となる保険                                   | 保証限度額 ※1                       |
|--------|----|-----------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|
| 国の保証制度 | 1  | 一般保証                  | 普通または長期                                  | 普通保険<br>無担保保険                             | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|        | 2  | 手形割引個別保証              | 手形割引                                     | 普通保険<br>無担保保険                             | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|        | 3  | 手形割引根保証               | 手形割引根保証                                  | 普通保険<br>無担保保険                             | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|        | 4  | 電子記録債権割引個別保証          | でんさい                                     | 普通保険<br>無担保保険                             | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|        | 5  | 電子記録債権割引根保証           | でんさい根保証                                  | 普通保険<br>無担保保険                             | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|        | 6  | 事業者カードローン当座貸越根保証      | カード当貸                                    | 普通保険<br>無担保保険                             | 100万円以上 2,000万円                |
|        | 7  | 当座貸越根保証               | 当座貸越                                     | 普通保険<br>無担保保険                             | 100万円以上 2億8,000万円              |
|        | 8  | 特別小口保証                | 特別小口                                     | 特別小口保険                                    | 2,000万円                        |
|        | 9  | 公害保証                  | 公害防止                                     | 公害防止保険                                    | 5,000万円<br>(組合の場合 1億円)         |
|        | 10 | エネルギー対策保証             | エネルギー対策                                  | エネルギー対策保険                                 | 2億円<br>(組合の場合 4億円)             |
|        | 11 | 海外投資関係保証              | 海外投資関係                                   | 海外投資関係保険                                  | 2億円<br>(組合の場合 4億円)             |
|        | 12 | 新事業開拓保証               | 新事業開拓                                    | 新事業開拓保険                                   | 2億円<br>(組合の場合 4億円)             |
|        | 13 | 事業再生保証(DIP保証)         | 事業再生                                     | 事業再生保険                                    | 2億円                            |
|        | 14 | 特定社債保証(保証付私募債)        | 特定社債                                     | 特定社債保険                                    | 4億5,000万円                      |
|        | 15 | 流動資産担保融資保証(ABL保証)     | ABL根保証<br>または<br>ABL個別保証                 | 流動資産担保保険                                  | 2億円                            |
|        | 16 | 一括支払契約保証              | —                                        | 特定支払契約保険                                  | 10億円                           |
|        | 17 | 中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証   | 中堅企業                                     | 破綻金融機関等関連<br>特別無担保保険<br>破綻金融機関等関連<br>特別保険 | 6億円                            |
|        | 18 | 借換保証                  | 利用する制度名 または<br>環境借換経安<br>環境借換一般<br>環境外借換 | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)           | 利用する保険及び保証制度の<br>定めるところによります。  |
|        | 19 | 求償権消滅保証<br>(ランクアップ保証) | 求償権消滅                                    | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)           | 利用する保険及び保証制度の<br>定めるところによります。  |
|        | 20 | 小口零細企業保証<br>(全国小口)    | 全国小口                                     | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)           | 2,000万円                        |



記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和2年5月1日現在

| 保証期間 ※1                                                 | 融資利率<br>(年率%) | 保証料率（年率%） ※2     |                          | 備 考                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------|---------------|------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                         |               | 責任共有対象           | 責任共有対象外                  |                                                                                                                                                    |
| 20年以内(据置1年以内)                                           | 金融機関所定        | 0.45～1.90%       | －                        |                                                                                                                                                    |
| 1年以内                                                    | 金融機関所定        | 0.45～1.90%       | －                        |                                                                                                                                                    |
| 1年間                                                     | 金融機関所定        | 0.39～1.62%       | －                        | 一定の保証金額の範囲内で手形割引を繰り返し利用することが可能です。                                                                                                                  |
| 1年以内                                                    | 金融機関所定        | 0.45～1.90%       | －                        |                                                                                                                                                    |
| 1年間                                                     | 金融機関所定        | 0.39～1.62%       | －                        | 一定の保証金額の範囲内で電子記録債権割引を繰り返し利用することが可能です。                                                                                                              |
| 1年間もしくは2年間                                              | 金融機関所定        | 0.39～1.62%       | －                        | 原則として担保は不要です。                                                                                                                                      |
| 1年間もしくは2年間                                              | 金融機関所定        | 0.39～1.62%       | －                        | 5,000万円を超える場合は、原則として担保が必要です。                                                                                                                       |
| 運転 6年以内<br>設備 8年以内                                      | 金融機関所定        | －                | 0.70%                    | 従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。他の保証制度を利用していないことが条件となります。他種の保険を利用した場合は無担保保険に変更されます。                             |
| 7年以内                                                    | 金融機関所定        | 0.977%           | 1.15%                    |                                                                                                                                                    |
| 10年以内                                                   | 金融機関所定        | 0.977%           | 1.15%                    |                                                                                                                                                    |
| 10年以内                                                   | 金融機関所定        | 0.977%           | 1.15%                    | 原則として担保が必要です。                                                                                                                                      |
| 10年以内                                                   | 金融機関所定        | 0.977%           | 1.15%                    |                                                                                                                                                    |
| 10年以内                                                   | 金融機関所定        | －                | 2.20%                    | 責任共有対象外（100%保証）となります。                                                                                                                              |
| 2年以上 7年以内                                               | 金融機関所定        | 0.45～1.90%       | －                        | 部分保証（保証割合80%）です。（発行最高限度額は5億6,000万円です）取扱金融機関との共同保証形式となります。保証金額が2億円を超える場合は担保が必要です。保証金額は普通保険及び無担保保険（ともに経営安定関連保険特例分を除く）並びに特定社債保険を合わせて5億円が上限となります。      |
| 根 保 証 1年間<br>個別保証 1年以内                                  | 金融機関所定        | 0.68%            | －                        | 部分保証（保証割合80%）です。（融資限度額は2億5,000万円です）必ず流動資産を担保とする必要があります。                                                                                            |
| 1年以内                                                    | 金融機関所定        | 0.25～1.54%       | －                        | 部分保証（保証割合70%以下）です。保証形式は、根保証となります。                                                                                                                  |
| 運転 5年以内(据置1年以内)<br>設備 7年以内(据置1年以内)<br>運転設備 7年以内(据置1年以内) | 金融機関所定        | －                | 0.65%<br>または<br>0.75%    | 破綻金融機関等と金融取引を行っていたために、金融機関との金融取引に支障が生じている中堅事業者を保証対象とする制度です。責任共有対象外（100%保証）となります。破綻金融機関等関連特別無担保保険利用の場合、基準料率0.65%、破綻金融機関等関連特別保険利用の場合、基準料率0.75%となります。 |
| 利用する保険及び保証制度の定めるところによります。                               | 金融機関所定        | 利用する保険によって決定します。 |                          | 既往保証付融資の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて当該返済資金以外の事業資金を含めることもできます。                                                                                               |
| 利用する保険及び保証制度の定めるところによります。                               | 金融機関所定        | －                | 利用する<br>保険によって<br>決定します。 | 責任共有対象外（100%保証）となります。                                                                                                                              |
| 10年以内（据置6ヶ月以内）                                          | 金融機関所定        | －                | 0.50～2.20%<br>※3         | 従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。責任共有対象外（100%保証）となります。既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。                           |

| 保証制度名         |    |                              | 制度略称<br>信用保証書の記載 | 適用となる保険                 | 保証限度額 ※1                       |
|---------------|----|------------------------------|------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 国の保証制度        | 21 | 経営力強化保証                      | 経営力強化            | 普通保険<br>無担保保険           | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|               | 22 | 自主廃業支援保証                     | 自主廃業支援           | 普通保険<br>無担保保険           | 3,000万円                        |
|               | 23 | 財務要件型無保証人保証                  | 財務型無保証人          | 普通保険<br>無担保保険           | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|               | 24 | 事業承継特別保証制度                   | 承継特別○○○          | 普通保険<br>無担保保険           | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
| 国の保証制度（保険特例等） | 25 | セーフティネット保証<br>(経営安定関連保証)     | 経営安定関連           | 普通保険<br>無担保保険           | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|               | 26 | 創業等関連保証                      | 創業等関連            | 無担保保険                   | 1,500万円                        |
|               | 27 | 経営革新関連保証                     | 経営革新関連           | 普通保険<br>無担保保険<br>特別小口保険 | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|               | 28 | 創業関連保証                       | 創業関連             | 無担保保険                   | 2,000万円                        |
|               | 29 | 再挑戦支援保証                      | 再挑戦支援            | 無担保保険                   | 2,000万円                        |
|               | 30 | 経営承継関連保証                     | 経営承継関連           | 普通保険<br>無担保保険<br>特別小口保険 | 2億8,000万円                      |
|               | 31 | 東日本大震災復興緊急保証                 | 震災緊急             | 普通保険<br>無担保保険<br>特別小口保険 | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|               | 32 | 事業再生計画実施関連保証<br>(経営改善サポート保証) | 改善サポート           | 普通保険<br>無担保保険<br>特別小口保険 | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|               | 33 | 経営力向上関連保証                    | 経営力向上関連          | 普通保険<br>無担保保険<br>特別小口保険 | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|               | 34 | 地域経済牽引事業関連保証                 | 地域牽引事業           | 普通保険<br>無担保保険<br>特別小口保険 | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和2年5月1日現在

| 保証期間 ※1                                                                     | 融資利率<br>(年率%) | 保証料率（年率%） ※2      |                   | 備 考                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                             |               | 責任共有対象            | 責任共有対象外           |                                                                                                                                                                           |
| 一括返済 1年以内<br>分割返済<br>運転 5年以内（据置1年以内）<br>設備 7年以内（据置1年以内）<br>借換 10年以内（据置1年以内） | 金融機関所定        | 0.45～1.75%        | 0.50～2.00%<br>（*） | （*）責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合（同額内の借換に限ります）のみ、責任共有制度対象外（100%保証）となります。                                                                                                      |
| 1年以内                                                                        | 金融機関所定        | 0.45～1.90%        | －                 | 現在事業を行っている中小企業者であって、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、そのために必要となる事業資金を保証する制度です。                                                                                 |
| 一括返済 2年以内<br>分割返済運転7年以内（据置1年以内）<br>設備10年以内（据置1年以内）<br>運転設備10年以内（据置1年以内）     | 金融機関所定        | 0.45～1.90%        | －                 |                                                                                                                                                                           |
| 一括返済 1年以内<br>分割返済10年以内（据置1年以内）                                              | 金融機関所定        | 0.45～1.90%<br>（*） | －                 | 令和2年1月1日以降に事業承継を行った事業者、若しくは保証申込から3年以内に事業承継を行う計画を有している法人が対象となります。<br>本制度は事前相談制となります。<br>（*）経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は、0.20～1.15%となります。                                        |
| 10年以内（据置1年以内）                                                               | 金融機関所定        | 0.68%             | 0.80%<br>※4       | 1～4、6号は責任共有対象外（100%保証）となります。<br>普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。<br>中小企業保険法第2条第4項第6号の認定の場合、保証限度額が2億8,000万円から3億8,000万円となります。                                                    |
| 10年以内（据置1年以内）                                                               | 金融機関所定        | －                 | 0.70%             | 責任共有対象外（100%保証）となります。無担保保険を利用します。<br>保証金額は、一般保証分、創業関連保険特例分及び本保険特例分（廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む）の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。                                                     |
| 運転 5年以内（据置1年以内）<br>設備 7年以内（据置1年以内）<br>運転設備 7年以内（据置1年以内）                     | 金融機関所定        | 0.68%<br>※5       | ※4                | 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。<br>新事業開拓保険を利用する場合は、3億円（組合6億円）まで利用できます。（ただし、他の新事業開拓保険分も含めます）<br>海外投資関係保険を利用する場合は、3億円（組合6億円）まで利用できます。（ただし、他の海外投資関係保険分も含めます）                     |
| 10年以内（据置1年以内）                                                               | 金融機関所定        | －                 | 0.70%             | 責任共有対象外（100%保証）となります。無担保保険を利用します。<br>保証限度額は、一般保証分、創業等関連保険特例分（廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む）及び本保険特例（創業関連保険特例）分の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。<br>また、再挑戦支援保証と合わせて2,000万円が保証金額の上限となります。 |
| 10年以内（据置1年以内）                                                               | 金融機関所定        | －                 | 0.70%             | 責任共有対象外（100%保証）となります。無担保保険を利用します。<br>保証金額は、一般保証分、創業等関連保険特例分（廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む）及び本保険特例（創業関連保険特例）分の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。<br>また、創業関連保証と合わせて2,000万円が保証金額の上限となります。   |
| 運転 10年以内<br>設備 15年以内                                                        | 金融機関所定        | 0.45～1.90%        | ※4                | 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。                                                                                                                                               |
| 10年以内（据置2年以内）                                                               | 金融機関所定        | －                 | 0.80%<br>※4       | 責任共有対象外（100%保証）となります。<br>普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できますが、経営安定関連保険特例分及び災害関係保険特例並びに本保険特例分の合算で、普通保険に係る保証4億円、無担保保険に係る保証1億6,000万円が保証限度額となります。                                      |
| 一括返済 1年以内<br>分割返済 15年以内<br>（据置1年以内）                                         | 金融機関所定        | 0.68%             | 0.80%<br>※4       | 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。<br>責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合（同額内の借換に限ります）のみ、責任共有制度対象外（100%保証）となります。                                                                          |
| 運転 5年以内（据置1年以内）<br>設備 7年以内（据置1年以内）                                          | 金融機関所定        | 0.68%<br>※5       | 0.80%<br>※4       | 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。<br>新事業開拓保険を利用する場合は、3億円（組合6億円）まで利用できます。（ただし、他の新事業開拓保険分も含めます）<br>海外投資関係保険を利用する場合は、3億円（組合6億円）まで利用できます。（ただし、他の海外投資関係保険分も含めます）                     |
| 運転 10年以内（据置1年以内）<br>設備 10年以内（据置1年以内）<br>運転設備10年以内（据置1年以内）                   | 金融機関所定        | 0.68%             | 0.80%<br>※4       | 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。                                                                                                                                               |

| 保証制度名         |    |                                       | 制度略称<br>信用保証書の記載          | 適用となる保険                                          | 保証限度額 ※1                       |
|---------------|----|---------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------|
| 国の保証制度（保険特例等） | 35 | 地域経済牽引支援関連保証                          | 地域牽引支援                    | 普通保険<br>無担保保険<br>特別小口保険                          | 2億8,000万円                      |
|               | 36 | 危機関連保証                                | 危機関連保証                    | 普通保険<br>無担保保険<br>特別小口保険                          | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|               | 37 | 特定経営承継関連保証                            | 特定経営承継                    | 普通保険<br>無担保保険                                    | 2億8,000万円                      |
|               | 38 | 商店街活性化促進事業関連保証                        | 商店街活性化事業                  | 普通保険<br>無担保保険<br>特別小口保険                          | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|               | 39 | 経営承継準備関連保証                            | 経営承継準備                    | 普通保険<br>無担保保険<br>特別小口保険                          | 2億8,000万円                      |
|               | 40 | 特定経営承継準備関連保証                          | 特定経営承継準備                  | 普通保険<br>は無担保保険                                   | 2億8,000万円                      |
| 群馬県融資制度       | 41 | 群馬県小規模企業事業資金                          | 県小規模                      | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)                  | 2,000万円                        |
|               | 42 | 群馬県小規模企業事業資金<br>(小口零細企業資金)            | 県小規模小零                    | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)                  | 2,000万円                        |
|               | 43 | 群馬県中小企業設備支援資金                         | 県設備支援                     | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)                  | 5,000万円                        |
|               | 44 | 群馬県中小企業パワーアップ資金                       | 県パワーアップ<br>または<br>県パワはばたけ | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)                  | 2億円<br>(内運転資金5,000万円)          |
|               | 45 | 群馬県経営サポート資金<br>(Aタイプ：経営強化関連要件)        | 県サポートA                    | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)                  | 6,000万円                        |
|               | 46 | 群馬県経営サポート資金<br>(Bタイプ：セーフティネット保証等関連要件) | 県サポートB<br>または<br>県サポBコロナ  | 経営安定関連特例1号・2号・5号<br>または<br>東日本大震災復興緊急特例          | 6,000万円                        |
|               | 47 | 群馬県経営サポート資金<br>(Cタイプ：災害復旧関連要件)        | 県サポC復旧<br>または<br>県サポCコロナ  | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)                  | 5,000万円<br>(内運転資金3,000万円)      |
|               | 48 | 群馬県経営サポート資金<br>(Fタイプ：危機関連保証要件)        | 県サポートF<br>または<br>県サポFコロナ  | 危機関連特例                                           | 3,000万円                        |
|               | 49 | 群馬県緊急経営改善資金                           | 県緊急経営改善                   | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)                  | 借換対象となる県制度融資の<br>既往融資残高        |
|               | 50 | 群馬県中小企業再生支援資金                         | 県再生〇〇                     | A, B 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)<br>C 事業再生保険 | 6,000万円                        |
|               | 51 | 群馬県創業者・再チャレンジ<br>支援資金(Aタイプ)           | 県創業者A                     | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)                  | 4,500万円<br>(内運転資金2,500万円)      |
|               | 52 | 群馬県創業者・再チャレンジ<br>支援資金(B-1タイプ)         | 県創業者B1                    | 創業等関連特例<br>創業関連特例                                | 2,000万円                        |

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和2年5月1日現在

| 保証期間 ※1                                                   | 融資利率<br>(年率%)                                    | 保証料率（年率%） ※2         |                          | 備 考                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                           |                                                  | 責任共有対象               | 責任共有対象外                  |                                                                                                                                                                         |
| 運転 10年以内（据置1年以内）<br>設備 10年以内（据置1年以内）<br>運転設備10年以内（据置1年以内） | 金融機関所定                                           | 0.977%               | 1.15%                    | 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。<br>承認連携支援計画に従って事業を行う一般社団法人及び一般財団法人を保証対象とする制度です。                                                                                             |
| 10年以内（据置2年以内）                                             | 金融機関所定                                           | —                    | 0.80% ※4                 | 責任共有対象外（100%保証）となります。<br>普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できますが、セーフティネット保証及び東日本大震災復興緊急保証、災害関係保証並びに本保証分の合算で、普通保険に係る保証4億円、無担保保険に係る保証1億6,000万円が保証限度額となります。                            |
| 運転 10年以内（据置1年以内）<br>設備 15年以内（据置1年以内）                      | 金融機関所定                                           | 0.45～1.90%           | ※4                       | 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人が対象となります。                                                                                                           |
| 10年以内（据置1年以内）                                             | 金融機関所定                                           | 0.68%                | 0.80% ※4                 | 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。<br>各市区町村が作成する、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている事業に係る資金が対象となります。                                                                                   |
| 運転 10年以内（据置1年以内）<br>設備 15年以内（据置1年以内）                      | 金融機関所定                                           | 0.45～1.90%           | ※4                       | 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。<br>事業承継・その他の事情等により、事業活動の継続に支障を来しているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者が対象となります。                                                                          |
| 運転 10年以内（据置1年以内）<br>設備 15年以内（据置1年以内）                      | 金融機関所定                                           | 1.15%                | —                        | 経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人であり、中小企業者の経営の承継にかかる資金が対象となります。                                                                                                                  |
| 運転 6年以内（据置6ヶ月以内）<br>設備 8年以内（据置6ヶ月以内）                      | 1.95%以内                                          | 0.373～1.730% ※7      | 利用する<br>保険によって<br>決定します。 | 利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。<br>従業員20人（商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）以下の中小企業者が保証対象となります。<br>平成25年度までに融資実行された小規模企業事業資金Bタイプ及び小口零細企業資金と合わせて、2,000万円以下である必要があります。 |
| 運転 6年以内（据置6ヶ月以内）<br>設備 8年以内（据置6ヶ月以内）                      | 1.9%以内                                           | —                    | 0.40～2.00% ※6            | 利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。<br>従業員20人（商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）以下の中小企業者が保証対象となります。<br>責任共有対象外（100%保証）となります。<br>既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。         |
| 設備 10年以内（据置2年以内）                                          | 保証付の場合<br>2.2%以内                                 | 利用する保険によって<br>決定します。 |                          | 「人にやさしい福祉のまちづくり条例」第21条で定める設備基準に適合する場合、融資限度額は6,000万円以内、融資利率は2.2%以内（保証付の場合）となります。                                                                                         |
| 運転 7年以内（据置1年以内）<br>設備 12年以内（据置2年以内）                       | 保証付の場合<br>1.4%以内                                 | 利用する保険によって<br>決定します。 |                          | 「はばたけ群馬推進枠」に該当する場合、融資利率は1.2%以内（保証付の場合）となります。                                                                                                                            |
| 運転 10年以内（据置1年以内）<br>設備 10年以内（据置2年以内）                      | 1.75%以内                                          | 0.373～1.730% ※7      | 利用する<br>保険によって<br>決定します。 | 融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2,000万円です。<br>経営安定関連保険特例は利用できません。（ただし、同額内借換の場合を除く） 融資限度額には群馬県経営強化支援資金の融資残高を含みます。                                                                   |
| 運転 10年以内（据置1年以内）<br>設備 10年以内（据置2年以内）                      | 1.75%以内<br>令和2年9月末<br>まで1.1%以内                   | 0.68%                | 0.80% ※4                 | 融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2,000万円です。<br>融資限度額には群馬県セーフティネット資金及び群馬県経営サポート資金Dタイプの融資残高を含みます。<br>県サポBコロナは群馬県による保証料補助があります。                                                        |
| 運転 7年以内（据置2年以内）<br>設備 10年以内（据置2年以内）                       | 1.75%以内<br>令和2年9月末<br>まで1.1%以内                   | 0.373～1.730% ※7      | 利用する保険<br>によって<br>決定します。 | 融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2,000万円です。<br>県サポCコロナは群馬県による保証料補助があります。                                                                                                            |
| 運転 10年以内（据置1年以内）                                          | 1.3%以内<br>令和2年9月末<br>まで1.1%以内                    | —                    | 0.80%                    | 融資限度額はA B Cと別枠になります。<br>県サポFコロナは群馬県による保証料補助があります。                                                                                                                       |
| 運転 10年以内（据置1年以内）                                          | 保証付の場合<br>1.35%以内                                | 0.373～1.730% ※7      | 利用する<br>保険によって<br>決定します。 | 真水分の上乗せ（増額）は認められません。                                                                                                                                                    |
| A, B<br>運転10年以内（据置1年以内）<br>設備12年以内（据置2年以内）<br>C<br>1年以内   | A -1, A -2, B -1<br>1.75%以内<br>B -2, C<br>金融機関所定 | 0.373～1.730% ※7      | 利用する<br>保険によって<br>決定します。 | 求償権消滅保証、事業再生保険を利用する場合は責任共有対象外（100%保証）となります。                                                                                                                             |
| 運転 5年以内（据置1年以内）<br>設備 10年以内（据置2年以内）                       | 1.55%以内                                          | 0.373～1.730% ※7      | 利用する<br>保険によって<br>決定します。 | 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。                                                                                                                          |
| 運転 5年以内（据置1年以内）<br>設備 7年以内（据置1年以内）<br>運転設備 7年以内（据置1年以内）   | 1.5%以内                                           | —                    | 0.70%                    | 責任共有対象外（100%保証）となります。<br>融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。<br>創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。                                               |



| 保証制度名       |    |                           | 制度略称<br>信用保証書の記載          | 適用となる保険                            | 保証限度額 ※1                       |
|-------------|----|---------------------------|---------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 群馬県融資制度     | 53 | 群馬県創業者・再チャレンジ支援資金（B-2タイプ） | 県創業者B2                    | 創業等関連特例<br>創業関連特例                  | 2,000万円                        |
|             | 54 | 群馬県創業者・再チャレンジ支援資金（B-3タイプ） | 県創業者B3                    | 創業等関連特例<br>創業関連特例                  | 2,000万円                        |
|             | 55 | 群馬県創業者・再チャレンジ支援資金（Cタイプ）   | 県創業者C                     | 創業関連特例                             | 1,000万円                        |
|             | 56 | 群馬県企業立地促進資金               | 県企業立地一般<br>または<br>県企業立地団地 | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)    | 15億円                           |
|             | 57 | 群馬デスティネーションキャンペーン等支援資金    | 群馬DC等                     | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)    | 1億円<br>(内運転資金5,000万円)          |
|             | 58 | 経営力強化アシスト資金               | 県アシスト                     | 普通保険<br>無担保保険                      | 6,000万円                        |
|             | 59 | 群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金       | 県COOOO                    | 経営安定関連特例4号、5号<br>または<br>危機関連特例     | 3,000万円                        |
| 県・市町村協調融資制度 | 60 | 小口資金                      | 〇〇小口                      | 保険は自由に選択できます<br>(利用できない保険もあります)    | 1,250万円                        |
|             | 61 | 特別小口資金                    | 〇〇特小                      | 特別小口保険<br>(保険特例を使用した<br>特別小口保険も含む) | 1,250万円                        |
| 独自          | 62 | 群馬銀行環境配慮型私募債保証            | 群銀環境私募債                   | 特定社債保険                             | 2億円                            |
|             | 63 | 事業者カードローン当座貸越根保証「Gライイト」   | Gライトカード                   | 普通保険<br>無担保保険                      | 100万円以上 500万円                  |
|             | 64 | 事業承継保証制度「次世代サポート保証」       | 次世代サポート                   | 普通保険<br>無担保保険                      | 2億8,000万円<br>(組合の場合 4億8,000万円) |
|             | 65 | 事業承継サポート保証                | 承継サポート                    | 普通保険<br>無担保保険                      | 2億8,000万円                      |
|             | 66 | 金融機関連携型短期継続保証「Gリピート保証」    | Gリピート保証                   | 無担保保険                              | 5,000万円                        |
|             | 67 | SDGs私募債保証                 | SDGs私募債                   | 特定社債保険                             | 4億5,000万円                      |
|             | 68 | 金融機関連携協調支援保証「令和パートナー保証」   | 令和パートナー                   | 普通保険<br>無担保保険                      | 7,000万円                        |

※1 国の制度（一般保証含む）・当協会独自制度については、「保証限度額」「保証期間」を記載し、県・市町村制度については、「融資限度額」「融資期間」を記載しています。

※2 保証料率は基準料率を記載しています。貸付金額に対する率となります。

※3 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.50～2.20%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。

※4 特別小口保険を利用する場合、基準料率は0.70%となります。

※5 新事業開拓保険または海外投資関係保険を利用する場合、基準料率は責任共有対象0.977%となります。

※6 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.40～2.00%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和2年5月1日現在

| 保証期間 ※1                                                                     | 融資利率<br>(年率%)    | 保証料率（年率%） ※2         |                          | 備 考                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------|----------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                             |                  | 責任共有対象               | 責任共有対象外                  |                                                                                                                                                                                                    |
| 運転 5年以内（据置1年以内）<br>設備 7年以内（据置1年以内）<br>運転設備 7年以内（据置1年以内）                     | 1.5%以内           | —                    | 0.50%                    | 当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方が保証対象となります。<br>責任共有対象外（100%保証）となります。<br>融資限度額はA、B-1、B-2、B-3、Cの各タイプ合計で4,500万円です。<br>創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。                                |
| 運転 5年以内（据置1年以内）<br>設備 7年以内（据置1年以内）<br>運転設備 7年以内（据置1年以内）                     | 1.5%以内           | —                    | 0.45%                    | 当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方で、女性または若者（34歳以下）またはシニア（55歳以上）の方が保証対象となります。<br>責任共有対象外（100%保証）となります。<br>融資限度額はA、B-1、B-2、B-3、Cの各タイプ合計で4,500万円です。<br>創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。 |
| 運転 5年以内（据置1年以内）<br>設備 7年以内（据置1年以内）<br>運転設備 7年以内（据置1年以内）                     | 1.5%以内           | —                    | 0.70%                    | 再チャレンジを支援する制度です。<br>責任共有対象外（100%保証）となります。<br>融資限度額はA、B-1、B-2、B-3、Cの各タイプ合計で4,500万円です。                                                                                                               |
| 土地 15年以内（据置3年以内）<br>建物・設備 12年以内（据置2年以内）                                     | 保証付の場合<br>1.0%以内 | 利用する保険によって<br>決定します。 |                          | 保証限度額は利用する保険によって決定します。<br>保証付の場合の融資利率は、工業団地等1.0%以内、民有地等1.2%以内です。                                                                                                                                   |
| 運転 7年以内（据置1年以内）<br>設備 10年以内（据置2年以内）                                         | 保証付の場合<br>1.4%以内 | 0.373～1.730%<br>※7   | 利用する<br>保険によって<br>決定します。 | ネーミングライツ制度を導入している金融機関からの申込に関しては、上限金利が0.1%引下げとなります。                                                                                                                                                 |
| 運転 5年以内（据置1年以内）<br>設備 7年以内（据置1年以内）<br>運転設備 7年以内（据置1年以内）<br>借換 10年以内（据置1年以内） | 2.1%以内           | 0.373～1.580%         | 0.40～1.80%               | 責任共有対象外の保証付融資を本制度で借換える場合（同額内の借換に限ります）のみ、責任共有制度対象外（100%保証）となります。<br>同額借換で借換える場合、融資限度額は借換対象となる既往債務残高となります。                                                                                           |
| 10年以内（据置5年以内）                                                               | 1.10%            | 該当要件によって決定します。       |                          | 国による保証料の補助があります。また、国・県による利子補給があります。ただし、要件に該当しない場合は、利子補給がないことがあります。                                                                                                                                 |
| 運転 6年以内（据置6ヶ月以内）<br>設備 8年以内（据置6ヶ月以内）                                        | 各市町村の定め<br>によります | 利用する保険によって<br>決定します。 |                          | 県・市町村の保証料補助があります。※8                                                                                                                                                                                |
| 運転 6年以内（据置6ヶ月以内）<br>設備 8年以内（据置6ヶ月以内）                                        | 各市町村の定め<br>によります | —                    | 0.70%                    | 従業員20人（商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）以下の中小企業者が保証対象となります。<br>責任共有対象外（100%保証）です。<br>他の保証制度を利用していないことが条件となります。<br>市町村によって取扱いが異なりますので、詳細につきましては、各市長村へお問い合わせください。<br>県・市町村の保証料補助があります。※8     |
| 7年以内                                                                        | 金融機関所定           | 0.35～0.90%           | —                        | 部分保証（保証割合80%）です。（発行最高限度額は2億5,000万円です）<br>当協会と提携した金融機関のみ利用可能です。                                                                                                                                     |
| 1年間もしくは2年間                                                                  | 金融機関所定           | 0.39～1.62%           | —                        | 原則として担保は不要です。<br>本制度のご利用は1企業1件となります。                                                                                                                                                               |
| 15年以内                                                                       | 金融機関所定           | 0.25～1.70%           | —                        |                                                                                                                                                                                                    |
| 15年以内（据置2年以内）                                                               | 金融機関所定           | 0.45～1.90%           | ※4                       |                                                                                                                                                                                                    |
| 1年以内                                                                        | 金融機関所定           | 0.35～1.80%           | —                        | 保証限度額は、直近決算書の平均月商の2倍以内かつ、既存の保証協会の保証付残高の合計で8,000万円の範囲内となります。<br>本制度のご利用は1企業1件となります。                                                                                                                 |
| 7年以内                                                                        | 金融機関所定           | 0.35～1.80%           | —                        | 部分保証（保証割合80%）です。（発行最高限度額は5億6,000万円です。）                                                                                                                                                             |
| 10年以内                                                                       | 金融機関所定           | 0.45～1.90%           | —                        | 本保証の実行と同時に、保証付融資と同一期間でプロパー融資を協調融資して頂きます。<br>プロパー融資の協調割合については、今回の融資総額に対し、3割以上となります。<br>（既往借入金の借換を含む場合は、増額与信部分に協調割合が適用されます。）                                                                         |

※7 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.373～1.730%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。

※8 各市町の一部融資制度については保証料補助がありますが、補助率が異なるため詳細につきましては当協会までお問い合わせください。

各制度の対象者、要件、条件、必要書類等詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。  
 県・市町村の制度融資につきましては、本表掲載以外のものもございます。詳しくは、県・市町村または当協会までお問い合わせください。

# 群馬県信用保証協会業務区域図



## 本部・営業部



〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号  
群馬県中小企業会館4・5・6階

|          |                  |                  |                  |
|----------|------------------|------------------|------------------|
| 総務部      | 総務課              | TEL 027-231-8816 | FAX 027-234-8823 |
| 企画課      | TEL 027-231-8874 | FAX 027-234-8823 |                  |
| 経理課      | TEL 027-231-8674 | FAX 027-234-8823 |                  |
| 情報システム課  | TEL 027-231-8796 | FAX 027-231-8338 |                  |
| 保証推進部    | 保証推進課            | TEL 027-231-8875 | FAX 027-231-8814 |
| 経営支援課    | TEL 027-219-6003 | FAX 027-231-8814 |                  |
| 青年支援課    | TEL 027-225-5025 | FAX 027-225-9052 |                  |
| 保証事務課    | TEL 027-219-6001 | FAX 027-231-8096 |                  |
| 管理課      | 管理課              | TEL 027-231-8946 | FAX 027-231-8424 |
| 代位弁済課    | TEL 027-231-8842 | FAX 027-231-8424 |                  |
| 営業部 (受付) | TEL 027-231-8817 | FAX 027-231-9459 |                  |
| 保証第一課    | TEL 027-231-8818 | FAX 027-231-9459 |                  |
| 保証第二課    | TEL 027-231-8819 | FAX 027-231-9250 |                  |
| 管理課      | TEL 027-231-8820 | FAX 027-231-8096 |                  |
| 検査室      | TEL 027-289-5205 | FAX 027-234-8823 |                  |

女性創業応援チーム  
「シルキー・クレイン」 TEL 027-226-6112

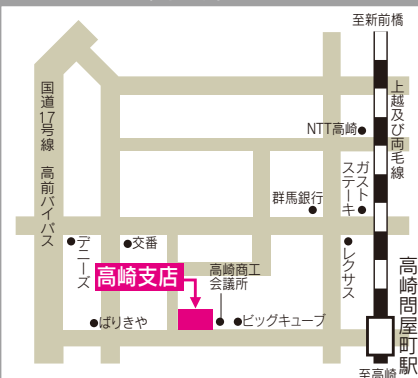
### 業務区域

前橋市／伊勢崎市／沼田市／渋川市／北群馬郡／吾妻郡／利根郡／佐波郡

### 駐車場

事務所構内に駐車場がございます。

## 高崎支店



〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2

保証第一課 TEL 027(362) 7733  
保証第二課 TEL 027(362) 7734  
管理課 FAX 027(363) 2223

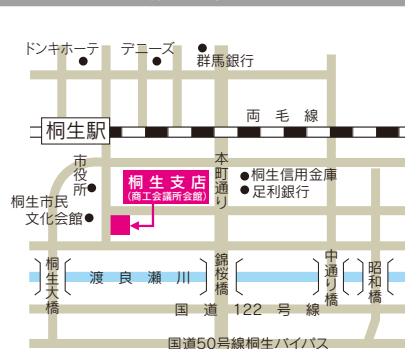
### 業務区域

高崎市／藤岡市／富岡市／安中市／多野郡／甘楽郡

### 駐車場

事務所構内に駐車場がございます。

## 桐生支店



〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号  
(桐生商工会議所会館4階)

保証課 TEL 0277(43) 6211  
管理課 TEL 0277(43) 6212  
FAX 0277(43) 9181

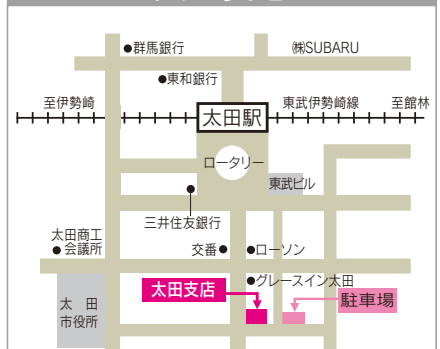
### 業務区域

桐生市／みどり市

### 駐車場

事務所構内に駐車場がございます。

## 太田支店



〒373-0851 太田市飯田町1180番地

保証課 TEL 0276(48) 8811  
管理課 TEL 0276(48) 8812  
FAX 0276(48) 8810

### 業務区域

太田市／館林市／邑楽郡

### 駐車場

駐車場が上記地図のとおりございます。